

平成18年分の路線価等について

- 1 平成18年分の相続税及び贈与税の課税における土地等の評価額の基準となる路線価及び評価倍率を記載した路線価図等を8月1日（火）に全国の国税局（国税事務所）・税務署で一斉に公開した。

この路線価図等は、国税庁ホームページにも掲載したので、インターネットでも閲覧できる。

（注）インターネットでは、平成16年分から18年分までの路線価図等を閲覧できる。

国税庁ホームページアドレス <http://www.nta.go.jp>

- 2 平成18年分の宅地に係る標準地（約 3,700地点）の評価基準額の平均額及びその変動率は、「別表1」のとおりである。

また、平成18年分の沖縄県下各税務署管内の最高路線価は「別表2」のとおりである。

（参考）

宅地の評価は、市街地的形態を形成する地域にある宅地については路線価方式により、その他の地域にある宅地については倍率方式により行う。

路線価及び評価倍率は、毎年1月1日を評価時点として、地価公示価格、売買実例価額、不動産鑑定士等による鑑定評価額、精通者意見価格等を基として算定した価格の80%程度により評価している。

① 路線価方式

路線価方式では、評価対象地が接する路線の路線価に、必要な画地調整率を乗じて評価額を算出する。

路線価は、宅地の価額がおおむね同一と認められる一連の宅地が面している路線ごとに評価した1平方メートル当たりの価額である。

② 倍率方式

倍率方式では、固定資産税評価額に地価事情の類似する地域ごとに定めた倍率を乗じて評価額を算出する。

別表 1

平成18年分標準宅地の評価基準額の平均額等の状況

(1㎡当たり)

区 分	評価基準額の平均額		変 動 率	
	平成18年分	平成17年分	平成18年分	平成17年分
沖縄県	千円 63	千円 65	% ▲ 3.1	% ▲ 7.1

別表 2

平成18年分沖縄県下各税務署管内の最高路線価

(1㎡当たり)

区分 署別	最高路線価の所在地	路 線 価		変 動 率	
		18年分	17年分	18年分	17年分
那 覇	那覇市久茂地3丁目 国際通り	円 520,000	円 530,000	% ▲ 1.9	% ▲ 5.4
平 良	宮古島市平良字西里 西里大通り	84,000	89,000	▲ 5.6	▲ 11.0
石 垣	石垣市字大川 市役所通り	115,000	115,000	0.0	▲ 4.2
北那覇	那覇市おもろまち4丁目 那覇中環状線	290,000	280,000	3.6	7.7
名 護	名護市城1丁目 市場通り	75,000	82,000	▲ 8.5	▲ 13.7
沖 縄	沖縄市胡屋1丁目 胡屋大通り	110,000	115,000	▲ 4.3	▲ 11.5